

開発行為または建築等に関する証明書（都市計画法施行規則第 60 条の証明）の交付申請
 図書の作成要領

1 都市計画法施行規則第 60 条の証明書交付申請図書・添付書類一覧表

共通事項	
■ 証明書の交付願	正・副 （2部） （公益上必要な建築物③の申請は3部）
■ 位置図	縮尺 1/2500 以上の地形図写しを利用
■ 現況平面図	縮尺 1/500 以上のもの
■ 土地利用計画図	縮尺 1/500 以上のもの配置図を兼ねるもの（レベルを記入）
■ 建築物の計画図	予定建築物の平面図・立面図（2面以上）縮尺 1/100 以上
■ 土地登記簿謄本	直近のもの（受付日より3ヶ月以内） 農地転用許可書の添付にかかる②の申請の場合は不要
■ 公図の写し	直近のもの
■ 建築物等の説明書	（自己用住宅は除く）
■ 建築物概要書	申請建物および既存建物について記入
■ 求積図	縮尺 1/500 以上のもの
■ 現況写真	4方向以上
■ 委任状	申請者以外が手続きする場合に添付
状況に応じて必要なもの	■ 建築物敷地調書（①および市街化調整区域で既存の敷地に建築の場合）
□ その他市長が必要と認める図書（①から⑧に該当するものについて必要）	
<p>注意 建築物の増築、改築で建築物等の用途の変更がなく、敷地面積が従前と同様の場合で、次の場合は「その他市長が必要と認める図書」を省略することができる。</p> <p>○当申請の直近に交付された都市計画法施行規則第 60 条の証明書の写しを添付できる場合。 （農林漁業者用住宅等については、法第 29 条第 1 項第 2 号に該当するか確認のこと）</p>	

その他市長が必要と認める図書（証明事項が確認できるものの図書を添付してください。なお、 ■印の図書は必ず添付してください。）	
① 開発許可を受けたものまたは 1000 m ² を超える既存の宅地で開発行為がないもの（29-1）	
□ 航空写真（1/1,000 程度とし、敷地全体および敷地の周辺が分かるもの）または建築物登記簿謄本 （質の変更を行われていないことの確認）	
□ 上記の資料が無い場合既存建築物の建築確認の写しか既存建築物の建築確認台帳記載証明書（写可）	
□ 土地評価証明（昭和 45 年以前のもの）（土地登記簿謄本で確認できるものは不要）	
状況に応じて必要なもの	■ 開発許可を受けたものについては敷地の求積図
□ その他法第 29 条第 1 項に該当する適法な建築敷地であることが確認できる資料	
②-1 農林漁業者用住宅・農林漁業用倉庫等（29-1-2）	
新築の場合（農地を転用する場合）	その他の場合（敷地増を伴う増改築の場合）
■ 建築理由書（農林漁業者用住宅は除く）	■ 建築理由書（農林漁業者用住宅は除く）
■ 農地転用許可書の写し	■ 農地転用許可書の写し
	■ 既存建築物の建築確認の写しか建築確認台帳記載証明書（写可）

<ul style="list-style-type: none"> ■ 農家住宅で農地転用が伴わない場合は農業委員会が発行する諸証明書 ■ 林漁業者住宅および農林漁業用倉庫等で農地転用が伴わない場合は開発行為取り扱い基準による資格証明関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農家住宅の場合は農業委員会が発行する諸証明書 ■ 林漁業者住宅および農林漁業用倉庫等の場合は開発行為取り扱い基準による資格証明関係書類
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 29 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できる資料

②-2 農林漁業者用住宅・農林漁業用倉庫等 (29-1-2)	
増築、改築の場合 (既存の敷地内)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存建築物の建築確認の写しか建築確認台帳記載証明書 (写可) ■ 農家住宅の場合は農業委員会が発行する諸証明書 ■ 林漁業者住宅および農林漁業用倉庫等の場合は開発行為取り扱い基準による資格証明関係書類 	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 29 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できる資料
③ 公益上必要な建築物 (29-1-3)、旧法による公益上必要な建築物 ((旧 29-1-3) 29-1-11)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書 (建築物の用途・建築物の目的・補助金の有無・運営計画等) ■ 個別法令の認可等の写し (資格書および免許証等の写し・法人定款、登記等) ■ 既存建築物の建築確認の写しか建築確認台帳記載証明書 (写可) (既存の建物があるもの) 	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 29 条第 1 項第 3 号に該当することが確認できる資料
④ 国および県が行う建築物 ((旧 29-1-4) 29-1-11)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国および県が行ったことが分かる土地登記簿謄本は建物登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 国および県が行ったことが分かる建築確認 (計画通知) の写し 	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他旧法第 29 条第 1 項第 4 号に該当することが確認できる資料
⑤ 都市計画事業、土地区画整理事業等にかかる建築物 (29-1-4、5、6、7 他)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業者の代表者による事業関係の証明書 <input type="checkbox"/> 市の関係部局が発行する証明書等 	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 29 条第 1 項第 5 号他各号に該当することが確認できる資料
⑥ 通常の管理行為、軽易な行為等による建築物 (29-1-11)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発行為取扱い基準による内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 農地の場合は農地転用許可書の写し 	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 29 条第 1 項第 11 号に該当することが確認できる資料
⑦ 既存の宅地で開発許可が不要である敷地内の建築物 (43-1 または 29-1-11)	
<input type="checkbox"/> 航空写真 (1/1,000 程度とし、敷地全体および敷地の周辺が分かるもの) または建物登記簿謄本 (質の変更を行われていないことの確認)	
<input type="checkbox"/> 上記の資料が無い場合既存建築物の建築確認の写しか既存建築物の建築確認台帳記載証明書 (写可)	
<input type="checkbox"/> 土地評価証明 (昭和 45 年以前のもの) (土地登記簿謄本で確認できるものは不要)	

<input type="checkbox"/> 個別法令の許可等がある場合はその写し（法第 43 条関係許可）	
状況に応じて必要なもの	<input type="checkbox"/> その他法第 43 条第 1 項本文または第 29 条第 1 項第 11 号に該当することが確認できる資料（法的に①から⑥に準じる場合はその資料を参考とする。）
⑧ 都市計画道路内の建築物（53-1）	
<input type="checkbox"/> 市の関係部局が発行した許可書等の写し（都市計画施行令第 37 条に該当する場合）	
<input type="checkbox"/> その他法第 53 条第 1 項に該当することが確認できる資料	

2 交付申請書記入要領

	記入欄	摘要（法：都市計画法を示す）
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日の記入漏れにご注意ください。 ・増築は従前床面積から床面積の増加することをいう。 ・改築は従前と構造、規模、用途が著しく異なることをいう。
2	建築しようとする場所	<ul style="list-style-type: none"> ・字名まで記入してください。 ・敷地内の地番はすべて記入してください。「〇〇番他〇筆」等は不可です。
3	区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する□にレを記入してください。 ・市街化調整区域の場合は用途地域の欄に「指定なし」と記載してください。
4	敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として実測による面積とし、小数点以下第 2 位まで記入してください。 ・建築基準法により道路後退を要する場合でも、後退部分の面積は含めてください。
5	建築物等の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物単位の用途を記入し、主用途を明確にしてください。 （記入例）母屋と用途上不可分の離れの場合 「農家住宅の離れ」 併用建物の場合（主が住宅で従が車庫） 「専用住宅の車庫」 注意 住宅の用途は「農家住宅」、「専用住宅」の別を明記してください。
6	建築物の構造、階数、面積	<ul style="list-style-type: none"> ・構造は種別を記入してください。（記入例）木造、鉄骨造等 ・階数は地上、地下を分けて記入してください。（地下がない場合は地上のみ） ・面積は延べ面積を記入してください。（小数点以下第 2 位まで）
7	設置者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益上必要な建築物等で個別法令の資格等が必要な場合の資格書・免許証の種類を記入してください。
8	その他必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要と認めて指示する事項。

その他留意事項

- 次の事項については、建築確認担当（建築基準法）と事前に協議を整えてください。
 - ・都市計画法施行規則第 60 条の証明が必要か否かについて
 - ・建築基準法に基づく接道要件（建築基準法第 43 条）について
 - ・申請敷地内に既存建築物がある場合は、その適法性について（申請の際は、建築確認経過等を配置図へ表示してください。）
- 社会福祉施設（児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等に係る施設）については、福祉部局と事前に協議を整えてください。
- 申請書は正副 2 部（申請内容により 3 部）を、開発調整課へ提出してください。
- 証明書の交付は、開発調整課においてお受け取りください。

3 作成要領

(1) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4 (29.7cm×21.0cm) にしてください。

(2) 設計図書は、建築主(委任の場合は受任者)が記名および押印したものを提出してください。

	申請図書	書類の作成要領・設計図の明示事項等
1	証明書交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・記入上の注意事項 イ ※欄は記入不要です。 ロ □印は該当するものにレ印を付してください。 ハ 建築しようとする場所は、字名まで詳細に記入してください。 ニ 用途地域欄は、市街化調整区域内の場合は「指定なし」と記入してください。 ホ 敷地面積、建築物の面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付してください。なお、受任者の行政書士または建築士等の受任資格、住所、事務所名、電話番号等連絡先を記入してください。
3	位置図 (S=1/2500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図の写し(A4またはA3)に下記の項目を記入してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置(朱書きまたは斜線で明示)
4	現況平面図 (S=1/500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の現況がわかるように下記の項目を記入してください。 イ 方位 ロ 申請位置(朱書き) ハ 土地の地番、地目、地形(高低差等) 隣地においても同様 ニ 敷地に接する道路・法定外公共物等
5	土地利用計画図 (S=1/500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記項目を明示してください。 イ 敷地境界(朱書き) ロ 敷地が接する道路名、有効幅員、道路後退線、水路等 ハ 建築物の位置、用途 ニ 構造物および排水施設の位置、形状
6	建築物の計画図 各階平面図 (S=1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記項目を明示してください。 イ 建築面積、延べ面積、高さ等 ロ 各室の用途名 面積が算定できる寸法等明示
7	土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点(3ヶ月以内)のものを添付してください。
8	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で複写した図に申請地を赤色に着色し、複写年月日、複写法務局、複写者氏名印を記入してください。 ・申請時点(3ヶ月以内)のものを添付してください。
9	建築物等の説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地に建築する必要性の具体的理由(自己用住宅は除く)
10	建築物概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事種別欄には、申請建物は新築・増築の別、既存建物は既存と記入してください。
11	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・外周長(辺長)を記載してください。 ・建築基準法に基づく後退前の面積としてください。
12	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー写真であること ・4方向以上から申請区域全体を撮影してください。 ・開発区域を赤線で明示してください。
13	その他状況に応じて必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要であると指示したもの。 ・地区計画区域内の場合は、地区計画への適合書を添付してください。